

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備えた 診療・検査体制の強化について～患者の早期発見～

1 目的

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、発熱等の症状がある方が身近な場所で適切かつ迅速に診療や検査が受けられるよう、市内の診療・検査医療体制の充実を図るもの

2 発熱時の受診体制の概要（別紙参照）

① 発熱等の症状がある方は、院内感染を防ぐため、まずは、最寄りの医療機関に電話で受診の相談をした後、「診療・検査医療機関」（*）で診療や検査を受ける。

（*） 県が指定する、診療や検査が受けられる医療機関

② 相談できる医療機関がない場合には、11月1日から稼働する「受診・相談センター」（県コールセンター）に電話し、「診療・検査医療機関」の案内を受け、必要な診療や検査を受ける。

※ なお、帰国者や新型コロナウイルス感染症患者の接触者からの相談については、引き続き、市保健所で対応する。

3 「診療・検査体制強化協力金」制度の創設

- ・ 市民が身近な場所で診療や検査が受けられる「診療・検査医療機関」を増やし、医療体制の充実を図るため、「診療・検査体制強化協力金」制度を創設し、診療や検体採取に当たって追加的に必要となる人件費、清拭・消毒、感染性廃棄物処理、施設の加湿等の費用に対して支援を行う。
- ・ 市と市医師会は連携・協力し、本制度の活用促進による「診療・検査医療機関」の拡充に努める。

「診療・検査体制強化協力金」制度の概要

- ・ 対象：新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方の診療・検査が可能な医療機関（1医療機関あたり最大30万円）
- ・ 目標：100医療機関

〈1月1日からの発熱時の受診体制〉

発熱等の症状がある方



院内感染を防ぐため、

① まずは、最寄りの医療機関（かかりつけ医等）に電話で受診の相談



② 相談できる医療機関がない場合

受診・相談センター（栃木県コールセンター）に電話



受診可能な最寄りの医療機関(*)を案内します

- 電話番号：0570-052-092
- 受付時間：24時間受付
(土・日・祝日を含む)



案内された医療機関(*)に電話で受診の相談

(*)診療・検査医療機関

受診



診療の結果、検査が必要と判断
※ 必ず検査をするわけではありません

検査



◎ 「診療・検査体制強化協力金」制度の創設による医療体制の強化